主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中川宗雄の上告趣意第一点は、憲法三九条違反をいうが、原審で主張判断を経ていない事項に関する違憲の主張であるから、上告適法の理由に当らない。同第二点は、憲法三八条三項違反をいうが、原判決は、所論自白を補強するに足りる証拠を掲げているから、右違憲の主張は、その前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年三月三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄